認定事業主等の所在地の変更に関する公示

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号。以下「認定規定」という。）第一条第一項の規定により平成十三年十一月十四日付けで認定した株式会社カネボウ化粧品に係る社内検定について、認定規定第六条第二項の規定により認定事業主等の所在地の変更の届出を平成二十六年六月九日付けで受理したので、認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

変更後の認定事業主等の所在地	変更前の認定事業主等の所在地
東京都中央区日本橋茅場町一丁目十四番十号	東京都港区虎ノ門五丁目十一番二号

社内検定認定規定（昭和五十九年労働省告示第八十八号。以下「認定規定」という。）第一条第一項の規定により平成二十五年十月二十四日付けで認定したスプレーウレタン・ウレア工業会に係る社内検定について、認定規定第六条第二項の規定により認定事業主等の所在地の変更の届出を平成二十六年二月四日付けで受理したので、認定規定第十二条の規定に基づき公示する。

平成二十六年七月十一日　　厚生労働大臣　田村　憲久

変更後の認定事業主等の所在地	変更前の認定事業主等の所在地
東京都新宿区西新宿二丁目四番一号	東京都渋谷区代々木三丁目二十四番三号

労　働

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者の推薦について

今般、熊本労働局の関係事業主を代表する者水城修の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年７月11日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、熊本労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成26年７月23日

4　推薦書及び添付書類提出先　熊本労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

今般、宮崎労働局の関係事業主を代表する者今村弘の辞任の申出に伴い、労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和31年法律第126号）第５条及び同法施行令（昭和31年政令第248号）第２条第１項の規定に基づき、補欠の関係事業主を代表する者を指名いたしたいので、資格がある事業主の団体は、下記により関係事業主を代表する者の候補者を推薦されたい。

平成26年７月11日

厚生労働大臣　田村　憲久

記

1　推薦資格　労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第３条に規定する労災保険に係る労働保険の保険関係の成立している事業の事業主の加入している事業主の団体であって、宮崎労働局の管轄区域内に組織を有するものであること。

2　推薦手続　推薦に当たっては、別紙様式による推薦書の正本及び副本に候補者の履歴書２部を添えて提出すること。

3　推薦締切日　平成26年７月23日

4　推薦書及び添付書類提出先　宮崎労働局労働基準部労災補償課

様式

平成　　年　　月　　日

厚生労働大臣　殿

団体名及びその代表者名

印

参与候補者の推薦について

労働保険審査官及び労働保険審査会法第５条の規定に基づく関係事業主を代表する者の候補者として、次の者を推薦します。

氏　名	年齢	所属団体名及びその地位	略歴	備　考

(注)1　所属団体名及びその地位の欄には、その所属する団体及びその地位が二つ以上ある場合は、その全部を列挙して記入する。

2　略歴の欄には、被推薦者の所属し、又は所属していた団体における略歴を記入すること。

公　告

労働基準法第百十三条の規定による公聴会の開催について

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（女性労働基準規則（昭和六十一年労働省令第三号）に関する部分）の草案について、労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）第百十三条の規定により公聴会を開催するので、次のとおり公示する。

平成二十六年七月十一日

厚生労働大臣　田村　憲久

一　案件　労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（女性労働基準規則に関する部分）

二　期日　平成二十六年七月十八日

三　場所　東京都港区芝公園一丁目五番三十二号　労働委員会会館

公　告

諸　事　項

工場財団

広島市松川町５番９号**食協株式会社**の工場財団に広島市安佐北区深川一丁目385番地の食協株式会社深川工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成26年７月11日　広島法務局可部出張所

有権者申出方

元当局所属公証人蝦名俊晴の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成26年７月11日　前橋地方法務局

元当局所属公証人羽島豊の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成26年７月11日　前橋地方法務局

元当局所属公証人松田謙太郎の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成26年７月11日　山口地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第47条第１号の規定に基づき、平成26年７月２日に戒告の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成26年７月11日

鳥取地方法務局長　関谷　政俊

記

氏名　天野　久平

所属する司法書士会　鳥取県司法書士会

登録番号　鳥取第131号

事務所の所在地　鳥取県鳥取市気高町山宮287番地３

違反行為　本人確認義務違反等